

## 行政不服審査制度の見直し（論点整理）

### I. 基本的枠組

行政の処分に関し国民に広く申立てのみちを開く行政不服審査制度（行政不服審査法に基づく不服申立て及びこれに関連する制度をいう。以下同じ。）は、国民から信頼される公正な行政の基盤ともなる仕組みである。

行政不服審査法は、昭和37年の制定以降50年間、抜本的な法改正が行われていないが、この間、国民の権利意識は変化し、行政手続法の制定など制度を取り巻く環境は大きく変化したところ。このため、審理の公正性の確保など時代に即した制度の見直しが喫緊の課題となっている。

今般の見直しと同様の問題意識の下、平成20年4月には、行政不服審査法案、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び行政手続法の一部を改正する法律案の3法案（以下「20年法案」という。）が、幅広い検討を経て閣議決定され、国会に提出されたところである。20年法案は、審議が行われないうまま平成21年の衆議院解散によって審議未了・廃案となったが、必ずしも国会において改正内容が否定されたものではなく、改正内容は基本的には維持されるべきものとする。

他方、20年法案に対して一定の批判があったことも事実であり、加えて、平成21年以降に新たに検討が進められた分野も存在する。このため、より良い制度とするため、20年法案を改めるべき点の有無等について実務家の意見等を幅広く聴取した上で、これを改めるべき点があれば所要の修正を行う方針である。

以上を踏まえ、行政不服審査の実務に携わる各府省及び団体等から意見の提出を求めるとともに、3月22日には、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本行政書士会連合会、日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、全国知事会、財務省及び厚生労働省からヒアリングを行った。その結果、20年法案の修正等に関して意見があった事項について、論点を整理したところである。したがって、以下に言及していない事項については基本的に20年法案によることとする。

### II 個別の論点

別添のとおりとする。

## 1. 不服申立構造

現行法の主な内容	20年法案の主な内容	20年法案に対する主な意見等	検討の方向性
<b>(1) 基本構造</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求（審査庁は、原則として直近上級行政庁）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審査請求に一元化（審査庁は、原則として最上級行政庁。上級行政庁がないときは処分庁）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最上級庁が事実認定まで行うことになると、審査請求への一元化が非効率をもたらす面もあり（府省）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政手続法（以下「行手法」という。）の施行により、慎重な判断による処分を担保する事前手続が整備されたことを踏まえ、内部基準等の合理性を含め公正な判断を行い得る最上級行政庁への審査請求に一元化しようとするものであり、20年法案は妥当ではないか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議申立て（上級行政庁がない場合に、処分庁が簡易な手続で見直し。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 異議申立ては廃止</li> </ul>		
<b>(2) 例外</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大量処分等について、例外的に、異議申立てを審査請求に前置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大量かつ不服が要件事実の認定の当否に係るものである処分等は、例外的に、異議申立てに代えて、審査請求前に処分庁が簡易な手続で処分を見直す「再調査の請求」を規定（審査請求に前置）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 簡易な救済手段である再調査の請求と審査請求の自由選択にすべき（団体）</li> <li>○ 大量処分等を理由に例外的に前置することは妥当（団体）</li> <li>○ （国税に関して）審査請求との選択制にすべき（団体）</li> <li>○ 20年法案に概ね賛成だが、前置することによる負担増・手続期間の長期化を懸念（地方）</li> <li>○ 20年法案で可（府省）</li> <li>○ 20年法案で可だが、社会保険審査官・労働保険審査官制度の廃止には懸念あり（府省）</li> <li>○ 審査請求への一元化の原則に反して分かりづらい（地方）</li> <li>○ 現行の異議申立てと実質的な違いが</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 処分庁による見直しが迅速性等に勝るとしても、行手法の施行により、慎重な判断による処分を担保する事前手続が整備された結果、審査請求の前に簡易な手続を設けて処分庁に見直しを行わせる必要性は低下しているのではないか。（なお、特別の手続を設けなくとも、処分庁が職権でに見直しを行うことは可能。）</li> <li>○ 処理人員や処理期間の制約上、大量処分等の正確性には一定の限界があることなどから、要件事実の当否に係る不服申立てが現に多数ある場合などに絞った上で、事案を知る処分庁に簡易な手続で見直しを行わせることが、不服申立人（簡易迅速な解決）及び行政（効率的な業務運営）の双方に資するのではないか。</li> <li>○ 不服申立人の中には、要件事実の当否ではなく、法令の解釈等のみを争いたい場合もあると考えられ、簡易な手続を義務付ける意義は乏しいこともあるのではないか。他方、不服申立人が直ちに審査請求を行うことができるようにする場合には、争点</li> </ul>

現行法の主な内容	20年法案の主な内容	20年法案に対する主な意見等	検討の方向性
<p>・再審査請求 (委任に基づく処分の場合 ／法律に特別の定めがある場合)</p>	<p>○再審査請求は廃止(不服申立手続を一段階化)</p>	<p>なく、合理化や公平性の確保に疑問(地方) ○「再調査の請求」も審理員が審理すべき(団体)</p> <p>○制度の充実を前提に存置すべき。ただし、訴訟に前置は不可(団体) ○迅速性の観点から廃止は妥当(団体) ○例外なく廃止すべき(団体) ○社会保険・労働保険には2段階審理の維持が必要(団体)。 ○20年法案に概ね賛成だが、生活保護等、手厚い救済の仕組みがあり、負担の大きい訴訟に移行しづらい分野については、個別法での対応が必要との意見もある(地方) ○20年法案で可(府省) ○一定程度の再審査請求があり、審査請求での判断だけでは不十分(府省) ○法定受託事務に関し、審査請求先を国に一元化するなどの措置が必要(府省、地方) ○救済に実益がある場合は存置等の措置が必要(地方)</p>	<p>の整理がされていない案件の増加等により審査庁の審理が大幅に遅れ、トータルで審理が長期化するおそれがあるのではないかと。</p> <p>○以下の事情を踏まえると、再審査請求を一律に廃止することは適当ではなく、有効性が認められる場合には存置すべきではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事がした裁決について再審査請求ができるケースなど、審査庁を一つに限定しようとすることで無理が生じる場合もあると考えられること。</li> <li>・(他の審査庁に再審査請求を行うという)国民の手続的権利を奪う面もあること。</li> </ul> <p>○再審査請求を認める場合であっても、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訴訟までに二度の審査請求を義務付けることは適当ではなく、訴訟と選択可能な制度として設けるべきではないかと。</li> <li>・審査請求において審理員による審理等を経ており、審理手続は簡易なものとするべきではないかと。</li> </ul>

## 2. 審理体制

現行法の主な内容	20年法案の主な内容	20年法案に対する主な意見等	検討の方向性
<b>(1) 審理の主宰者</b>			
<p>・ 審査庁 ※その職員に審理手続の一部を行わせることができる</p>	<p>○審査庁が職員のうちから指名した審理員が審理 ○処分関係者等は除斥</p>	<p>○賛成だが、独立性をより高めるべき。外部登用が望ましく、将来的な資格制度創設が必要（団体） ○迅速性・費用抑制・公正性の担保を前提として妥当（団体） ○独立性をもった者が審理すべき（団体） ○任用基準を定め公表すべき。行政従事者に限定せず登用。任期は長期とすべき（団体） ○行政改革に反し、効率性・迅速性が犠牲。公正性も期待できない（地方） ○20年法案で可（府省） ○専門性・中立性を確保しつつ、独立性を確保すべき（団体） ○専門的知見を有しない者による審理には疑義（府省） ○審理員制度は迅速性に劣り、第三者機関に諮問する場合、審理員は不要（府省） ○限られた人的資源を審理員に割くのは望ましくない（府省） ○審査請求人と処分庁双方の負担軽減に配慮すべき（府省） ○処分への強い反対を伴うケースでは、関係者に危害が加えられたこともあり、警備の必要等を勘案して制度の適用除外等ができるようにすべき（府省）</p>	<p>○20年法案のように、法律上、審理員の権限を定めることにより、行審法の趣旨を越えて審理員を指揮監督できないなど、審理員は、審査庁から一定の独立性を持つのではないかと。 ○審査庁に裁決権限がある中で、審査庁から完全に独立した者が審理を行うことは、責任の所在を曖昧にし、問題ではないかと。 ○審理員が内部基準等の合理性を検証した上で処分の見直しについて意見を述べることも、運用上可能ではないかと。 ○名簿作成、審理員の指名・通知等を通じて、処分に参与していない者による審理が、外部から「見える」ことに意味があるのではないかと。 ○公平な審理を確保するために若干の負担増は避けられないものの、業務運営の工夫等により、審理員のために、多くの人員を確保する必要は生じないのではないかと。 ○以上を踏まえると、20年法案の審理員制度は、簡易迅速で公正な審理を確保する上で有効な仕組みと申し得るのではないかと。 ○なお、外部登用は審理員の公平性を高める上で有効な手段であるが、任期付職員や非常勤職員など既存の仕組みがある一方、実務に精通していない者が登用されると専門性・効率性の面で問題も生じ得ることを踏まえ、審理員の人選、任期等については、運用に委ねるべきではないかと。</p>
<b>(2) 第三者機関</b>			

現行法の主な内容	20年法案の主な内容	20年法案に対する主な意見等	検討の方向性
	<p>○審理手続終結後（審理員による手続の後、）原則として、有識者からなる行政不服審査会（地方公共団体にあつては当該団体の合議制機関）に諮問</p>	<p>○国・地方に是非導入すべき（団体）  ○必要であり有意義（団体）  ○審査請求人の申出により諮問を可能とすべき（団体）  ○独立性のある者が審理するのであれば不要（地方、団体）  ○簡易迅速性と相容れず行政改革に逆行。専門性の観点からも反対又は任意設置とすべき（地方）  ○20年法案で可（府省）  ○簡易迅速な救済の観点から懸念があるが、20年法案で可。諮問対象外となる事例を明確にすべき（府省）  ○地方公共団体においては任意設置とし、共同設置も検討すべき（地方）  ○特定の行政庁に審査会を置くと権限が集中しすぎる（府省）  ○諮問の義務付けは適当ではない／諮問は限定すべき（府省）  ○迅速に処分を確定させる必要がある処分や高度な専門性が要求される処分に諮問を義務付けることは適当ではない（府省）</p>	<p>○審理員は審査庁の職員であるので、最終的には内部基準等に拘束されることなどから、第三者機関への諮問は、裁決の客観性・第三者性をより高めるために有効。</p> <p>○審理員でも、運用上、内部基準等の検証等を行い得るところであり、「第三者機関への諮問は屋上屋を架す」との批判や、「諮問手続により裁決までの期間が長期化する」との批判にも配慮が必要ではないか。</p> <p>○行政改革（組織・定員・予算）及び地方分権（地方公共団体の自主性・多様性）の観点からの配慮は必要ではないか。また、20年法案において、情報公開・個人情報保護審査会を形式的ではあっても廃止することに批判があったことにも留意。  ※ 情報公開・個人情報保護審査会：委員15（うち常勤5）、事務局16人。平均処理期間313.8日（23年度） ⇒ 行政不服審査会：委員24（うち常勤8）</p> <p>○上記を踏まえると、第三者機関の設置の必要性についても検討すべきではないか。第三者機関を設置する場合であっても、①諮問事項の限定、②地方公共団体の合議制機関の在り方について検討が必要ではないか。</p> <p><b>【①諮問事項の限定】</b></p> <p>○事実認定については、処分等に関与しない者である審理員が行っていれば、第三者機関が調査審議する意義は小さいのではないか。第三者機関に諮問する意義は、主として法令の解釈のチェックではないか。また、行政庁の裁量について、第三者機関で審議する意義はあるのではないか。</p> <p>○また、第三者機関への諮問の第一の目的は、不服申立人及び参加人（以下「不服申立人等」という。）の権利利益の確保にあることに照らすと、不服申立人等が諮問を望まない場合にまで、第三者機関への諮問を行う必要はないのではないか。</p>

現行法の主な内容	20年法案の主な内容	20年法案に対する主な意見等	検討の方向性
			<p><b>【②地方公共団体の合議制機関】</b></p> <p>○地方公共団体の規模は多様であり、不服申立ての件数も様々。  (市区町村では、年間100件以上の不服申立てがある市がある一方、町村の9割以上は年間1件もない(21年度調査)。)</p> <p>○共同設置や、多くの団体に設置されている情報公開審査会等の活用は考えられるとしても、組織抑制・自律性の観点、人選等の業務量等にも配慮すると、全ての地方公共団体において常設の第三者機関を設ける必要があるか検討すべきではないか。</p>

### 3. 審理手続

現行法の主な内容	20年法案の主な内容	20年法案に対する主な意見等	検討の方向性
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○対審的審理と公開審理を求める権利を明記すべき。話し合いによる解決手続も必要（団体）</li> <li>○20年法案に賛成（団体）</li> <li>○対審的構造に改め、争点・証拠整理の規定を設けるべき（団体）</li> <li>○適当という意見がある一方、手続保障の充実等により簡易迅速な救済という制度の利点を損なうべきではないとの意見あり（地方）</li> <li>○弁明書提出の義務付けは処分庁の業務をいたずらに増やす（府省）</li> <li>○ 審理の長期化を招くおそれあり（地方）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政手続法により事前手続が整備された現在において、事前手続との均衡を図るとともに、不服申立人等に対する手続保障を充実させるためにも、弁明書提出の義務付け、質問権の付与など手続保障の充実を図ることは適切ではないか。</li> <li>○他方、不服審査制度の趣旨・目的を踏まえると、審理手続については職権主義の下、柔軟に対応することが適切であり、厳格な対審構造等は制度になじまないのではないか。</li> <li>○標準審理期間の設定・公表、複雑な案件等に審理事項・手順を整理する手続など審理迅速化のための措置を併せて講じることにより、審理の長期化は避けられるのではないか。</li> <li>○以上のとおり、審理手続に関する20年法案の内容は、概ね適切ではないか。</li> </ul>
<p>※ 口頭意見陳述の際の質問権等は規定なし。</p>	<p>○口頭意見陳述において、不服申立人等は、審理員の許可を得て、処分庁等に対して質問を発することができる旨規定。</p> <p>※ 審理員は、不服申立人等の陳述が事件に関係のない事項に渡る場合その他相当ではない場合には、制限できる旨規定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○質問権を新設すべき（団体）</li> <li>○質問権の行使による手続の紛糾を防止するための規定が必要（府省、地方）</li> <li>○質問権及び応答義務を明記すべき（団体）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○20年法案において、全ての審理関係人を招集して口頭意見陳述が行われる趣旨等を踏まえると、質問に対する処分庁の応答は当然であり、応答義務を規定する必要はないのではないか。</li> <li>○20年法案のように、質問は審理員の許可を得て行い、審理員は不服申立人等の陳述が相当でない場合に制限できることとすれば、手続の紛糾を防止することは可能ではないか。</li> </ul>
<p>・処分庁から提出された書類等物件の閲覧が可能。</p>	<p>○処分庁以外からの提出物件を閲覧対象に追加</p> <p>* 謄写は、現行どおり運用で対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○処分庁以外の者からの提出物件も閲覧対象とすべき（団体）</li> <li>○謄写も規定すべき（団体）</li> <li>○国税審判官の所持する証拠書類に</li> </ul>	<p>【謄写について】</p> <p>○審査庁の負担に配慮する必要があるが、①正当な理由があるとき等は閲覧等を拒めること、②一般に、謄写を認めることにより新たにマスキング等の措置が必要となるものではないことを</p>

現行法の主な内容	20年法案の主な内容	20年法案に対する主な意見等	検討の方向性
<p>※ 審査庁は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは拒否できる。</p>	<p>※ 審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは拒否できる。</p>	<p>についても閲覧等を認めるべき（団体）</p> <p>○当事者双方が適切な主張・立証を行うことができるよう処分庁からの閲覧請求も認めるべき（府省）</p>	<p>踏まえると、謄写を認めることで直ちに負担が大きくなるとは言えないのではないか。</p> <p>○謄写に当たっては、実費の範囲内で手数料の納付を求めにすべきではないか。</p> <p>【処分庁からの請求について】</p> <p>○閲覧等を認める趣旨は、不服申立人等が、処分がいかなる根拠に基づくものであるかを知り、これに反論する機会を認めることにある。</p> <p>○処分庁も行政機関であり、審理員は、必要な審理を行うため、法令に特別の定めがある場合を除き、処分庁に閲覧等を認めることができるのではないか。</p>



#### 4. 不服申立期間

現行法の主な内容	20年法案の主な内容	20年法案に対する主な意見等	検討の方向性
<p>・60日以内（やむを得ない理由がある場合を除く。）</p>	<p>○3か月以内（正当な理由がある場合を除く）</p>	<p>○3か月への延長は妥当（府省、地方、団体）</p> <p>○長期にわたって処分理由の詳細な記録を大量に保全しなければならぬとすると業務圧迫（府省）</p> <p>○6か月では手続の安定性を害する（府省）</p> <p>○行訴法と同じ6か月にすべき（団体）</p> <p>○不服申立前置の仕組みでは、不服申立て期間の徒過により、訴訟提起ができなくなり、公正性を欠く（団体）</p> <p>○迅速に処分を確定させる必要がある処分については、現行（60日）通りとすべき（府省）</p> <hr/> <p>○教示が誤っていた場合の救済が必要（団体）</p>	<p>○出訴期間が延長（3か月⇒6か月）されたのは、訴訟準備に相当の期間を要することが少なくないことなどから。訴訟と比べ簡易な手続の行政不服審査制度においては、審査請求書の不備は補正により解消できること等を踏まえると、不服申立て期間を出訴期間に合わせる必要はないのではないか</p> <p>○原処分から不服申立てまでの期間の長期化は、事情の変更等により正確な事実認定が困難になるなど、かえって審査請求人の利益を損なうおそれもあるのではないかと。</p> <p>○不服申立前置の処分については、3か月の不服申立期間の経過により確定し、出訴期間も実質的に短縮されるが、上記を踏まえると、3か月の不服申立期間は、必ずしも出訴の機会を不当に制約するものではないとも言えるのではないかと。</p> <p>○他方、不服申立前置以外の処分について、裁判所への出訴期間を経過するまで処分が確定しない以上、不服申立期間を出訴期間より短くする意味はないとの考え方もあるのではないかと。</p> <p>○行政運営上の支障について留意しつつ、不服申立て期間を6か月とすることを含め、更に検討すべきではないかと。</p> <hr/> <p>○誤って法定の期間よりも長い期間を審査請求期間として教示した場合には、20年法案のように、審査請求期間の例外を「正当な理由があるとき」とすれば、その適用により救済可能ではないかと。</p>

## 5. 新たな救済の態様

現行法の主な内容	20年法案の主な内容	20年法案に対する主な意見等	検討の方向性
<b>(1) 義務付け・差止め</b>			
<p>※行訴法では、「義務付け・差止めの訴え」を規定</p>	<p>○申請に対する処分を義務付ける手続を新設</p> <hr/> <p>※ 行審法に、非申請型の義務付け・差止めに係る手続は設けず。</p>	<p>申請型義務付けを設けるべき（団体）</p> <hr/> <p>○非申請型義務付け・差止めを新設すべき（団体）</p> <p>○処分等の求め及び非申請型義務付けを新設すべき（団体）</p> <p>○義務付け・差止めは行政訴訟を通じて行われるべき等の理由から反対（地方）</p> <p>○上級行政庁でない審査会が義務づけを命じ得るのかは疑問（府省）</p> <p>○義務付け裁決について、時間的に対応不可能なものが想定される懸念（府省）</p> <p>○審査会が義務付け・差止めを判断するのは行政責任の所在との関係で疑問（府省、地方）</p>	<p>○非申請型義務付けや差止めに係る手続は、処分に至る前の行政過程に位置付けられるものであり、処分の事前手続に関わる問題ではないか。</p> <p>○また、これらの手続を設ける場合には、行政手続法等の事前手続と並行・輻輳することになり、処分に至る前の行政過程が複雑化し、実務に支障が生ずるおそれがあるのではないか。</p> <p>○したがって、非申請型義務付け及び差止めに係る手続を行政不服審査法に設けることは適当ではないのではないか。</p>

現行法の主な内容	20年法案の主な内容	20年法案に対する主な意見等	検討の方向性
<p>※ 行手法では、申請に対する処分に関して、公聴会の開催その他の適当な方法により申請者以外の者の意見を聴く機会を設ける努力義務を規定。</p>	<p>○行政手続法に「処分等の求め」を新設</p>	<p>○新設すべき（団体）  ○結果通知義務が必要（団体）  ○提起要件の検討、定員・予算措置、行政庁への広範な調査権の付与が必要（府省）  ○制度が濫用される可能性がある（府省）  ○申出者に対する通知は効率的な行政運営に支障（府省）</p>	<p>○「処分等の求め」は、法令違反行為の是正に関する手続であり、申出要件を絞る理由がなく、また、申出要件の審査の事務負担が生ずることを踏まえると、20年法案同様、何人も求め得る手続とすべきではないか。</p> <p>○何人も申し出ることができる手続に結果通知義務を課すことは、行政に過大な負担を課すことになることから、20年法案と同様、通知義務は課さないこととすべきではないか。</p> <p>○処分等を行うために必要な情報収集を行うための調査権限は、必要性を踏まえて個別法に規定されているところであり、一般法で広範な調査権限を付与することは適当ではないのではないか。</p>
			<p>○事前手続として、申請に対する処分に関し、利害関係者が意見書を提出する手続を設けることも考えられるが、利害関係人が申請内容や意見提出期間を知ることが担保されなければ行政手続法上の権利として十分なものではなく、制度化が困難であり他方で、全ての処分で周知することは、申請人の権利利益の毀損、行政実務上の問題等があるのではないか。</p>
<b>(2) 行政指導</b>			
	<p>○行政手続法に「行政指導*の中止等の求め」を新設  * 法令違反行為の是正を求める行政指導（根拠規定が法律に置かれているものに限る）</p>	<p>○賛成だが、結果の通知義務が必要（団体）  ○新設すべき（団体）  ○不服申立制度として新設すべき（団体）  ○行政指導の法的位置付けを踏まえれば、必要性に乏しい（地方）  ○提起要件の検討が必要（府省）</p>	<p>○行政指導は、あくまで相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであり、国民の権利義務に変動を及ぼすものではないことに照らすと、行政不服審査制度には馴染まないのではないか。</p> <p>○法令違反行為の是正を求める行政指導により相手方に生じ得る事実上の不利益又はそのおそれを考慮すると、相手方に結果等を通知することも検討すべきではないか。</p> <p>○なお、行政指導は処分ではなく、求めを受けて講じられる措置も処分でないと考えられることに鑑み、相手方への通知は処分性を有しないと整理されるのではないか。</p>

## 6. 関係法令の扱い

現行法の主な内容	20年法案の主な内容	20年法案に対する主な意見等	検討の方向性
<b>(1) 裁定的関与（国等・地方間裁決）</b>			
<p>・地方公共団体がした処分の審査請求先を国等とする個別法が多数あり （法定受託事務は、市⇒都道府県、都道府県⇒所管大臣が原則）</p>	<p>○当分の間、改正後の新法を適用せず旧法を適用する旨の経過措置 ※国等と地方の関係の在り方の問題として、地方分権改革推進委員会等における結論を待つ趣旨</p>	<p>○旧法適用とすると現場や不服申立人等が混乱（地方、団体） ○一定期間を設けて関係法令の整備を図っていくべき（団体） ○旧法適用については、個別法の趣旨、国と地方との関係の在り方等の観点から検討が必要（団体） ○20年法案で可（府省） ○裁定的関与については地方分権の観点から議論すべきであり、不服審査制度の見直しとは切り離すべき（府省、団体） ○新法適用も検討すべき（府省）</p>	<p>○地方団体等が求める裁定的関与の見直しは、国と地方の関係の見直しの一環として行われるべきものであり、今回の行政不服審査制度の見直しとは趣旨・目的を異にするのではないかと。 ○裁定的関与に係る処分に旧法を適用することについては、現場の混乱など問題が多いことから、改正後の新法の適用を検討すべきではないかと。 ○20年法案の制度では、審理の一段階化に伴い必然的に裁定的関与の見直しが不可欠であったが、再審査請求を存置するのであれば、国と地方の関係の在り方について実質的な変更を加えることなく、裁定的関与に係る処分について改正後の新法を適用できるのではないかと。 ○なお、個別法による裁定的関与のうち、審理の公正性を確保することのみを目的とするものがあれば、行政不服審査法の見直しの一環として見直す余地もあるのではないかと。</p>
<b>(2) 不服申立前置</b>			
<p>・裁判所への出訴前に不服申立てを義務付ける個別法が多数 ※ 行訴法上の原則は、訴訟と不服申立ては自由選択</p>	<p>（特段措置せず） ※問題意識はあったものの、行訴法及び個別法の問題であることから、見直しには至らず。</p>	<p>○前置を全廃の上、真に必要なものは例外的に新設すべき（団体） ○国民の選択による直接訴訟の道を用意すべき（団体） ○（国税につき）前置を維持した上で審査請求に一元化すべき（団体） ○個別法領域における選択を尊重し、個別法で対応が妥当（団体） ○訴訟制度との機能分担を踏まえた見直しは必要（地方） ○不服申立前置を存置すべき（府省）</p>	<p>○不服申立前置は、行政事件訴訟法及び個別法の問題ではあるが、以下のとおり行政不服審査制度の見直しの一環として見直しを行うことが適切ではないかと。 ・紛争の最終的解決を見据え、行政事件訴訟との関係を踏まえつつ検討することで、より効果的な行政不服審査制度の見直しを行うことができる。 ・不服申立前置については、裁判上の救済が遅延することは否めない等の批判もあるところであり、行政不服審査制度の在り方を見直すことに伴い、不服申立前置を見直すことは合理的。 ○不服申立ての件数、第三者機関の関与、専門技術性等を踏まえ</p>

現行法の主な内容	20年法案の主な内容	20年法案に対する主な意見等	検討の方向性
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ チーム取りまとめの前置廃止の結論に反対（府省）</li> <li>○ 前置は全廃すべきだが裁判所の処理能力も考慮すべき（団体）</li> </ul>	<p>た見直しについては、一定の合理性があるのではないか。</p>

## 7. その他

現行法の主な内容	20年法案の主な内容	20年法案に対する主な意見等	検討の方向性
<p>・不服申立人適格は、処分に不服がある者</p> <p>※行訴法の「法律上の利益がある者」と同一範囲との解釈・判例</p>	<p>(現行規定を維持)</p> <p>※平成16年の行訴法改正により法律上の利益がある者の解釈規定(9条2項)が新設された趣旨にも配慮し、現行規定を維持が適切</p>	<p>○不服申立人適格を拡大するとともに、団体争訟制度を設けるべき(団体)</p>	<p>○不服申立人適格は、原告適格と密接な関係を有しているところ、行訴法の「法律上の利益がある者」についての新たな裁判例が出てきている状況を踏まえ、引き続き、現行の不服申立人適格を維持することが適当ではないか。</p> <p>○団体争訟制度の導入については、行政実務にも大きな影響を与えることが予想される場所、幅広い検討が必要であり、訴訟制度における検討等を勘案しつつ、今後の検討課題と考えるべきではないか。</p>
		<p>○執行停止を原則とし、仮の救済の制度を設けるべき(団体)</p>	<p>○処分庁は、必要があるときは職権で処分の見直しが行えることに加えて、不服申立ての審理において、本案とは別に仮の救済に関する審理を行うと審理の遅延を招きかねないこと等を踏まえると、仮の救済を設けることは、適当ではないのではないか。</p>
		<p>○名宛て人のいない物的処分等についての教示方法も工夫すべき(団体)</p> <p>○制度の簡素化に努めるとともに国民への周知を徹底すべき(団体)</p>	<p>○国民が行政不服審査制度を利用しやすいものとするため、不服申立の手續に関する情報提供など適切な措置を講ずることとするべきではないか。</p>
		<p>○情報公開を行うべき(団体)</p>	<p>○行政不服審査制度の透明性を高め、行政(の自己反省機能)に対する国民の信頼を確保するためには、審査庁は、裁決内容その他制度の運用状況を公表するよう努めることとすべきではないか。</p> <p>○なお、裁決書を一律に公開することは、個人情報、法人情報等との関係や行政の負担の問題もあって適当ではないのではないか。</p>
		<p>○他士業等への代理権賦与には反対(団体)</p> <p>○代理権の賦与を希望(団体)</p>	<p>○個別の士業への代理権の付与については、それぞれの士業の性格を踏まえて検討されるべきものであり、今般の行政不服審査制度の見直しとは、必ずしも趣旨・目的が同一のものとは言え</p>

現行法の主な内容	20年法案の主な内容	20年法案に対する主な意見等	検討の方向性
			ないことから、今般の見直しとは別に検討されるべきではないか。
		○見直し条項が必要（団体）	